

本庄市内で、令和4年6月2日の降ひょうにより 農作物や農業生産施設の被害を受けられた農業者の皆様へ

農作物や農業用生産施設被害に対する助成について

(埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく補助事業：県と市で1/2ずつ補助)

対象

原則として、次の要件を全て、満たす者が対象となります。

- 1 農産物の販売を主な目的として農業に従事する農業者であること。
- 2 前年の農産物販売金額が50万円以上又は、経営耕地面積が30アール以上であること。
- 3 令和4年6月2日の降ひょうにより、本庄市内での農作物の減収量や農業生産施設の被害割合が30%以上（張替等）であること。

農作物災害緊急対策事業補助金

農作物について損失を受けた農業者へ、①病害虫の防除用農薬購入費、②樹勢又は草勢の回復用肥料購入費、③代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費（③については、被害割合が70%以上である場合に限る。）を補助します。なお、補助額については、農作物ごとの単位当たりの価額を元に算出します。

補助種別等

農業用生産施設降ひょう被害対策事業補助金

農業用生産施設について損失を受けた農業者へ、園芸施設共済等（民間保険含む）に加入している又は令和4年度中に園芸施設共済へ加入することを条件として、次に掲げる額を補助します。

ア 園芸施設共済等加入者(※¹)

園芸施設共済等の算定方法に基づき当初取得額(※²)を算出し、当初取得額から実際に支払われた共済金（保険金）を差し引いた額を補助します。

イ 園芸施設共済等未加入者

園芸施設共済等の算定方法に基づき当初取得額を、残存率や補償割合等から共済金見込額を算出し、当初取得額から共済金見込額を差し引いた額を補助します。

※¹ 畜舎や堆肥舎については、建物共済等が該当します。

※² 当初取得額や共済金見込額等は、物件の規模等により大きく異なり、現地確認等を行い算出します。

* 早期復旧のため、6月2日以降で交付決定日までに修繕等をした施設も対象となります。可能な限り本年中に工事・支払が完了するよう、今のうちに業者への見積書の徵取や発注等を進めておいてください。

* 農業災害資金として、融資を受けた際の利子補給補助金もございます。